

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【公開番号】特開2003-114830(P2003-114830A)

【公開日】平成15年4月18日(2003.4.18)

【出願番号】特願2002-199066(P2002-199066)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 12/14

G 06 F 3/06

G 06 F 15/00

H 04 L 9/08

H 04 L 9/32

【F I】

G 06 F 12/14 3 2 0 F

G 06 F 3/06 3 0 4 M

G 06 F 15/00 3 3 0 Z

H 04 L 9/00 6 7 5 Z

H 04 L 9/00 6 0 1 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月10日(2005.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

前記管理サーバは、前記利用制限更新情報とともに、当該利用制限更新情報によって利用制限情報を更新する事が可能な期間を示す更新可能期間情報を前記コンテンツ利用端末に送信し、

前記利用制限更新情報格納部は、前記管理サーバから送信されてくる更新可能期間情報をさらに格納し、

前記コンテンツ利用端末は、前記利用制限更新情報格納部に格納されている利用制限更新情報に対応する利用制限情報があると前記利用制限情報判定部によって判定された場合、前記利用制限更新情報格納部に格納されている更新可能期間情報に基づいて、前記記録媒体に記録されている利用制限情報を更新するか否かを判定する更新判定部をさらに備え、

前記更新部は、前記更新判定部が利用制限情報を更新すると判定した場合のみ、前記記録媒体に記録されている利用制限情報を更新し、

前記廃棄部は、前記更新判定部が利用制限情報を更新しないと判定した場合、当該更新しないと判定された利用制限情報に対応する利用制限更新情報および更新可能期間情報を、前記利用制限更新情報格納部から廃棄する、請求項7に記載のコンテンツ管理システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

上記のようなコンテンツ供給システムを実現する従来例として、特開平9-34841号公報に記載の発明がある。図18は、従来におけるコンテンツ供給システムの構成を示すブロック図である。図18において、コンテンツ供給システムは、CD-ROM91と、ユーザPC92(端末)と、CD-ROM鍵開センタ93(サーバ)と、通信網94とから構成されている。CD-ROM91は、暗号化されたコンテンツを格納しており、ユーザに対して予め配布される。コンテンツ利用の際、ユーザは、配付されたCD-ROM91をユーザPC92に装着して、CD-ROM91に格納されているコンテンツを購入する旨の要求をユーザPC92から送信する。通信網94を介して要求を受信したCD-ROM鍵開センタ93は、購入の要求があったコンテンツに対応する鍵をユーザPC92に対して送信する。このとき、CD-ROM鍵開センタ93は、鍵の送信に応じて課金処理等を行う。CD-ROM鍵開センタ93から鍵を受け取ったユーザPC92は、当該鍵を用いてCD-ROM91内のコンテンツを復号化して利用する。以上によって、CD-ROM91内のコンテンツをオンラインで供給することができる。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0035】

なお、コンテンツデータが利用不可能であると判断された場合、コンテンツ利用端末2は、コンテンツ識別子を管理サーバ3に対して送信する。ここで、コンテンツ識別子とは、コンテンツデータを識別するための情報であり、コンテンツデータに固有の情報である。管理サーバ3は、受信したコンテンツ識別子により示されるコンテンツデータに関する利用制限情報をコンテンツ利用端末2に対して送信する。メモリカード1に記録されている利用制限情報の内容は、管理サーバ3から送信されてきた利用制限情報の内容に更新される。これによって、コンテンツ利用端末2はコンテンツデータを利用することが可能になる。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0046】

次に、コンテンツ利用端末2は、ステップS102における相互認証が成功したか否かを判定する(ステップS103)。相互認証が完了したことによって、コンテンツ利用端末2はメモリカード1の保護領域13へのアクセスが可能となる。従って、相互認証が成功しなかった場合、コンテンツ利用端末2は、ステップS103以降のコンテンツ利用処理を行わずに、処理を終了する。一方、相互認証が成功した場合、コンテンツ利用端末2は、ステップS103以降のコンテンツ利用処理を行う。以下、コンテンツ利用処理について説明する。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0050

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0050】

ステップS1053において、利用判定部221は、利用時間に制限があるか否か、すなわち、取得された利用制限情報において利用時間情報が設定されているか否かを判定する。ステップS1053の判定の結果、利用時間情報が設定されていない場合、利用判定部221は、ステップS1055の処理を行う。一方、ステップS1053の判定の結果

、利用時間情報が設定されている場合、利用判定部221は、当該利用時間情報に基づいて、現在までの総利用時間が予め定められた利用制限時間より少ないか否かを判定する（ステップS1054）。ステップS1054の判定の結果、現在までの総利用時間が予め定められた利用制限時間より少ない場合、利用判定部221は、ステップS1055の処理を行う。一方、ステップS1054の判定の結果、現在までの総利用時間が利用制限時間以上である場合、利用判定部221は、コンテンツデータが利用不可能であると判定し（ステップS1059）、利用判定処理を終了する。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0067】

図12は、第2の動作例において管理サーバ3の管理テーブル格納部に格納される送信先端末テーブルの一例を示す図である。送信先端末テーブルは、本コンテンツ管理システムにおいて登録されているユーザと、各ユーザが使用するコンテンツ利用端末とを対応付けるものである。図12のように、送信先端末テーブルは、ユーザ識別子と端末識別子とを対応付けて格納している。図12では、ユーザ識別子“userA”と、端末識別子“terminalA”および“terminalB”とが対応付けられている。なお、これは、ユーザ識別子が“userA”であるユーザは、端末識別子が“terminalA”および“terminalB”である2つのコンテンツ利用端末が使用可能であることを意味する。ここで、図12のように、1のユーザ識別子に対して複数の端末識別子が対応付けられているユーザ識別子によって示されるユーザに対して利用制限更新情報を送信する場合、管理サーバ3は、対応付けられている全ての端末を送信先の端末とする。例えば、“userA”というユーザに対して利用制限更新情報を送信する場合、管理サーバ3は、“terminalA”および“terminalB”という2つのコンテンツ利用端末に対して利用制限更新情報を送信する。